

平成 20 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名：株式会社ゴルフパートナー
(コード：3074 東証マザーズ)
代表者名：代表取締役社長 石田 純哉
問合せ先：取締役副社長コーポレート本部長 紫関修
(TEL：03-6667-8222)

ゼビオ株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する 意見表明のお知らせ

当社は、平成 20 年 9 月 16 日開催の取締役会において、ゼビオ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社発行の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について下記のとおり意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	ゼビオ株式会社
(2) 事 業 内 容	スポーツ用品・用具及び衣料を中心とした一般小売事業 研修宿泊事業、事務サービス事業、保険代理事業、クレジットカード事業 他
(3) 設 立 年 月 日	昭和 48 年 7 月 5 日
(4) 本 店 所 在 地	福島県郡山市
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 諸橋 友良
(6) 資 本 金	15,935 百万円（平成 20 年 3 月 31 日現在）
(7) 大株主及び持株比率	(平成 20 年 3 月 31 日現在) 有限会社サンビック 17.2% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）9.8% 財団法人諸橋近代美術館 9.4% 有限会社ティー・ティーシー 8.6% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）8.1%

	野村信託銀行株式会社（投信口） 2. 9 % 諸橋輝子 2. 9 % 諸橋友良 2. 4 % 諸橋寛子 1. 9 % 資産管理サービス信託銀行株式会社（年金持金口） 1. 5 %	
(8) 買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成 20 年 9 月 16 日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断を委ねる旨の決議をいたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社はこれまで「全てのゴルファーにとって唯一の存在を目指す」ということを経営理念として掲げ、新品・中古ゴルフクラブの買取・販売事業を柱に、新しいゴルフ市場創造とビジネスモデルの構築を行ってきました。ゴルフ用品販売では後発企業ながら、直営 68 店舗（ゴルフ練習場併設 5 店舗含む）、フランチャイズ 164 店舗を全国に展開し、総店舗数 232 店舗（平成 20 年 8 月 31 日現在）という事業基盤を築いております。

当社は信頼性・知名度の向上、資金調達力の強化、優秀な人材の確保を目的に、平成 19 年 3 月に東京証券取引所マザーズに株式を上場しました。上場後は、クラブ買取・販売事業とのシナジーを最大限に生かしたゴルフ練習場事業や e コマース事業といった新規事業にも積極的に取り組み、ゴルフ業界に新しい価値観の構築を目指しております。

一方、公開買付者は、「スポーツの殿堂」をテーマとして、スキー・スノーボード、ゴルフ、テニス等の一般スポーツ、アウトドア、トレーニングなどのあらゆるスポーツ用品・用具を取り扱うスポーツ大型専門店「スーパースポーツゼビオ」の全国展開と、ゴルフ専門店「ヴィクトリアゴルフ」やアウトドア専門店「エルプレス」を首都圏において展開しております。特にゴルフ部門は、マーケットの大きさに加えて、女性参加率上昇や中高年のプレイ頻度が向上しているなど、生涯スポーツとして、健康な心身や身体づくりのために需要増加傾向にあり、お客様から高い支持を受けております。公開買付者は、スポーツ、ファッション商品を通して、健康志向の強いお客様の求める最高の商品価値を創造し、買い

物そのものの楽しさやサービスを提供できる店舗づくりに取り組むとともに、スポーツ業界におけるオンリーワン企業を目指しております。

ゴルフ業界は、ゴルフプレーヤーの低価格化や若手プロゴルファーの活躍等により若年層や女性からの関心が高まり、ゴルフがより身近なスポーツとして定着してきた一方、将来的には団塊世代のゴルファーがゴルフプレーからリタイアしていくといった、大きな転換期を迎えることとなります。

こうした事業環境の中、今後のゴルフ市場の発展と事業の拡大を見据え、当社は、かねてより公開買付者と資本及び業務提携について協議を行なっておりました。その結果、当社が公開買付者の子会社となることで両社の連携を強化し、各々の有する経営ノウハウや経営資源等を相互に補完・有効活用することが企業の持続的な成長と事業基盤の強化にとって最善であると判断いたしました。両社がグループ体となることで、ゴルフ用品販売におけるサービスの多様化を促進し、販売力を強化するとともに幅広いユーザーのニーズを満たすことに貢献し、ゴルフ人口の底上げと市場創出につながるものと考えております。今後、当社は公開買付者の子会社として「お客様の信頼と満足の向上」を共通の価値観として中長期的に企業価値の向上を図ってまいります。なお、業務提携等の具体的な内容に関しては、今後、公開買付者と協議の上で検討を進めてまいります。

当社は、本公開買付けの買付価格である1株あたり170,731円（以下、「本公開買付価格」といいます。）の妥当性を検証するための参考資料として、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングに当社の株式価値評価を依頼し、同社から平成20年9月12日付で「株式価値評価報告書」（以下、「算定書」といいます。）を取得しております。ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）の手法を用いて分析した結果、1株あたりの株式価値は170,000円となりました。また、本公開買付価格は、平成20年9月12日の当社の普通株式の終値158,000円に対して約8.06%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、また同日までの過去1ヶ月間の当社の普通株式に係る終値の単純平均159,219円に対して約7.23%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを、同日までの過去3ヶ月間の当社の普通株式に係る終値の単純平均150,627円に対して約13.35%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。平成20年9月16日開催の当社取締役会においては、これらの内容に、本公開買付けの買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、事業上のシナジー等の観点から慎重に検討しました。その結果、当社は、本公開買付けが当社の企業価値向上に寄与するものであるとともに、その買付価格が算定書における算定手法で算定された当社株式価値及び当社株式の直近の市場株価を相当程度上回るものであることから、本公開買付けが当社の株主に対して合理的な価格により当社の普通株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同することを決議するに至りました。ただし、公開買付者は、本公開買付け後に当社の普通株式に係る株券を直ちに上場廃止とすることを予定しておらず、本公開買付け後の当社の企業価値増大により本公開買付価格を上回る可能性があることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることといたしました。

なお、稲見憲男氏を除いた当社の監査役（社外監査役を含む）のいずれも、当社の取締役会で本公開買付けについて賛同するとの意見を表明することに、賛成の意見を述べております。当社の監査役のうち稲見憲男氏は、当社の大株主であるレッドホースアソシエイツ株式会社、周泰鳳氏及び周英植氏の特別利害関係人に相当するレッドホース株式会社の常勤監査役を兼務しているため、本公開買付けに係る利益相反を回避すべく、本公開買付けに関する審議への参加を差し控えております。

また、当社発行の全ての新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は当社の取締役及び従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権に係る新株予約権者は、原則として権利行使時において当社に在籍することを要するとしております。そのため、公開買付者が、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これを自らが行使することはできず、また仮に当該条件を変更するとしても、そのためには当社の株主総会等の手続きが必要となると解されます。したがって、当社は、いずれの本新株予約権につきましても1個あたり1円とする買付価格を妥当と判断

いたしました。

なお、当社は、第三者機関に対し買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を求めておりません。

（3）上場廃止の有無について

公開買付者は、現時点においては、本公開買付けの後に当社の普通株式に係る株券を直ちに上場廃止とすることを意図しておらず、また、現時点、本公開買付け後に当社株式を追加取得する予定はありません。従いまして、当社は東京証券取引所マザーズに上場しておりますが、公開買付者は本公開買付け後も引き続き当社株式の上場を維持する方針です。

しかしながら、本公開買付けにおいて、買付予定の株券等の数に上限が設けられておらず、本公開買付けにおける応募株数等の数次第によっては、東京証券取引所マザーズが定める株券上場廃止基準（以下、「上場廃止基準」といいます。）に従い、所定の手続きを経て、当社の普通株式に係る株券は上場廃止になる可能性があります。

また、本公開買付けの結果により、当社株券が上場廃止基準に抵触するか否かに関わらず、当社の株式に係る流動性に著しい影響が見込まれる場合、又は当社を完全子会社化することが公開買付者のグループ経営政策上望ましいと判断した場合等には、当社及び公開買付者は、双方協議・合意の上、当社株式の追加取得を含め、公開買付者による当社の完全子会社化の実施等の諸策が講じられる場合があります。この場合、当社の普通株式に係る株券は上場廃止になる可能性があります。また、その場合には、会社法等法令における所定の手続きに従い、当社の当該時点における他の株主に対して、当社株式と引き換えに、その対価として適切な条件で公開買付者の株式、金銭その他財産を交付することとなります。公開買付者が当該諸策を講じるにあたって、会社法第 784 条第 1 項に定める略式組織再編の制度を活用する場合には、当社における株主総会を要せずに、当該諸策が実行されることとなります。

なお、本公開買付けは、上記諸策が行われる場合における当社の株主総会の賛同を勧誘するものではありません。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以 上